

西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

西予市告示第73号

(目的)

第1条 この告示は、明浜地区の高齢化による柑橘農業従事者の減少や担い手不足を解消するため、新規就農者の定着促進、農業の持続と安定的な発展を図るため、農業体験者(以下「体験者」という。)、就農研修生(以下「研修生」という。)及び研修生を受け入れる明浜地域の認定農業者、営農組織、中心的経営体、営農法人等(以下「受入農家」という。)に対し、予算の範囲内で西予市柑橘農業就農支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 補助事業の対象区域は、西予市明浜町内とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、体験者、研修生及び受入農家とする。

(補助対象者の要件)

第4条 対象となる体験者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 明浜地域で新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと。
- (2) 愛媛県南予地域に住所を有していない者であること。
- (3) 18歳以上55歳未満であること。
- (4) 西予市農業次世代人材投資資金交付要綱(平成24年西予市告示第141号)、西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱(令和元年西予市告示第57号)又は同様の趣旨の補助金交付要綱に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

2 対象となる研修生は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 明浜地域で新規就農を希望する者で、農業経営を開始していないこと。
- (2) 18歳以上55歳未満であること。
- (3) 西予市農業次世代人材投資資金交付要綱(平成24年西予市告示第141号)、西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱(令和元年西予市告示第57号)又は同様の趣旨の補助金交付要綱に基づく補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 第8条の規定により市長の承認を受けた者であること。
- (5) 市税の滞納がない者であること。

3 対象となる受入農家は、市税の滞納がない者であって、次の各号のいずれ

かに該当するものとする。

- (1) 明浜地域内の農業法人
- (2) 明浜地域内で農業経営を行う者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者に限る。)
- (3) 明浜地域内の人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部を改正する通知(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)附則3に規定する旧通知に基づく手続により作成された人・農地プランをいう。以下同じ。)に位置付けられた中心経営体等
- (4) 明浜地域内で5年以上農業経営を行う農業者又は農業者グループ(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) あけはまで農業体験しませんか事業 西予市明浜地域で市が認める農家等において柑橘農業を体験できる事業(以下「農業体験事業」という。)
 - ア 5日間コース
 - イ 10日間コース
- (2) あけはまで就農しませんか事業 西予市明浜地域において柑橘農業の就農を希望する者に対して、受入農家が研修生として受け入れ、指導及び研修を行う事業(以下「就農研修事業」という。)
(補助対象者及び補助金額等)

第6条 補助対象事業名、区分、補助対象者、補助対象期間及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(就農研修生認定申請)

第7条 就農研修事業において、明浜地域内での就農を希望し、研修生の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、西予市柑橘農業就農支援事業就農研修生認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(就農研修生の承認)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、認定申請書の内容を審査し、承認の可否について、西予市柑橘農業就農支援事業就農研修生認定(却下)通知書(様式第2号)により、認定申請者に通知するものとする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付(変更)申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第11条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の実施において次に掲げる重要な変更を行う場合、第9条の規定に準じて変更にかかる申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業及び区分の変更
- (2) 補助金額の変更を伴う補助対象期間の変更
- (3) 振込口座情報の変更

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、前条に準じて内容を審査し、交付決定又は却下の決定を行い、西予市柑橘農業就農支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市柑橘農業就農支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西予市柑橘農業就農支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

3 就農研修事業の補助事業者は、交付期間内に、氏名、居住地又は電話番号等を変更した場合は、変更後1箇月以内に、西予市柑橘農業就農支援事業住所等変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(研修の中止)

第13条 研修生が研修期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、研修を中止させることができる。

- (1) 疾病等により、研修を継続することができないと認められるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事由により、研修を継続することができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修生として不適當であると認められるとき。

2 前項の研修の中止に関し、市長は、農業関係機関等に意見を求めることができる。

(就農研修事業の定期報告)

第14条 受入農家は、就農研修事業の交付期間中において、毎年7月末、10月末及び1月末までにその直前の3箇月の研修状況を、西予市柑橘農業就農支援事業研修状況報告書(様式第9号)により、市長に報告しなければならない。この場合において、研修生は、毎月5日までに前月の研修内容について、作業月報(様式第9号の2)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の終了後遅滞なく西予市柑橘農業就農支援事業実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる関係書類を添えて、事業完了後1箇月以内又は該当事業年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 農業体験事業の補助事業者においては、体験事業実績書(別紙1)
- (2) 就農研修事業の補助事業者においては、就農研修事業実績書(別紙2)及び就農研修事業収支実績書(別紙3)

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、実績報告書及び関係書類を受理したときは、その内容を審査確認し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、西予市柑橘農業就農支援事業補助金確定通知書(様式第11号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市柑橘農業就農支援事業補助金精算払請求書(様式第12号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第19条 市長は、前3条の規定にかかわらず、既に着手した事業で必要と認められるものについて、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、3箇月毎に西予市柑橘農業就農支援事業補助金概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第21条 市長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、

又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を定め、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な申請があった場合

(2) この告示の条件に違反した場合

(3) 研修生が農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)に基づく農業次世代人材投資事業資金の交付対象者の場合

(4) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業実施要綱に基づく営農インターン推進事業及び農林漁業体験ステイ事業に該当する場合

(5) 家賃補助又は研修補助において、研修生が地域おこし協力隊員の場合

(6) その他本事業の目的に支障があると市長が判断した場合

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年西予市告示第176号)

この告示は、公布の日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表(第6条関係)

補助対象事業名	区分	補助対象者	補助対象期間等	補助金額
農業体験事業	体験補助	体験者	5日間コース (5日×3回)	3万円 (3万円×異なる四半期で3回。ただし当初申請から2年間に限る。)
			10日間コース	6万円(1回のみ)
就農研修事業	家賃補助	研修生	6箇月から 24箇月まで	月額：家賃の1/2以内の額 限度額20,000円
	指導補助	受入農家		日額：2,000円 月額：限度額40,000円
	研修補助			日額：4,000円 月額：限度額80,000円

備考

- 1 就農研修事業において、親元への就農研修の場合にあっては、指導補助は対象としない。
- 2 就農研修事業において、研修生が地域おこし協力隊の場合は、指導補助のみ補助対象とする。
- 3 補助金額は100円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業就農研修生認定申請書

西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、就農研修生の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、西予市税の納税状況について、西予市が閲覧又は照会することに同意します。

記

1 添付書類(共通)

- ・就農計画書(別紙)
- ・その他必要と認める書類

備考

別紙

就農計画書

1 計画作成者

ふりがな		性別	男・女
氏名		生年月日等	年 月 日 (歳)
住所	〒 ー (電話番号)		
転入・転居された方のみ前住所(前年度1月1日現在)	〒 ー		

	期 間	履 歴
最終学歴	年 月～ 年 月	
職 歴	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
農業経験 (研修・学校教育を含む)	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
資 格 (農業に関するものも含む)		
西予市税等納税状況の 閲覧・照会	西予市柑橘農業就農支援事業の実施に当たり、前年度分西予市税の納税状況の閲覧または照会することを (承諾します ・ 承諾しません) 申請者署名 _____	

2 将来の農業経営または農業従事の態様の構想

(1) 就農の動機

(2) 将来目指す農業経営の内容

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

西予市長

西予市柑橘農業就農支援事業就農研修生認定(却下)通知書

年 月 日付けで認定申請のあった研修生認定について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

記

申請者	住 所	
	氏 名	
認定区分	認定 却下	
	(却下の場合は、その理由)	
認定条件	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月の研修状況を作業月報(様式第9号の2)により翌月の5日までに市長に報告すること。・ 家賃補助を受ける場合は、研修期間終了月には西予市柑橘農業就農支援事業実績報告書(様式第10号)により市長に報告すること。	

年 月 日

西予市長 様

申請者 住所
氏名

西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付(変更)申請書

年度において、西予市柑橘農業就農支援事業を実施したいので、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第9条(交付変更申請の場合は第11条)の規定により、補助金_____円を申請いたします。

(該当する□に✓)

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 農業体験事業 <input type="checkbox"/> 就農研修事業			
区 分	<input type="checkbox"/> 体験補助 <input type="checkbox"/> 家賃補助 <input type="checkbox"/> 指導補助 <input type="checkbox"/> 研修補助			
補助対象者	<input type="checkbox"/> 体験者 <input type="checkbox"/> 研修生 <input type="checkbox"/> 受入農家			
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
補助金申請額	円 月額 円× か月分 年 月分~ 年 月分			
過年度における	年度	円	年 月 ~	年 月
該当補助金の交	年度	円	年 月 ~	年 月
付状況	年度	円	年 月 ~	年 月

そ の 他	農業体験事業5日間コース実施済み期間 第1回 年 月 日～ 年 月 日 第2回 年 月 日～ 年 月 日
振込先口座	金融機関名 本支店名 普通 ・ 当座 口座番号 フリガナ 名義人
市税等納税状況 の閲覧・照会 (受入農家のみ)	西予市柑橘農業就農支援事業の実施に当たり、前年度 分市税の納税状況の閲覧または照会することを (承諾します ・ 承諾しません) 申請者署名

※添付資料

- 1)家賃補助については、賃貸借契約書の写し
- 2)その他、市長が必要と認める書類

様式第4号(第10条関係)

第 年 月 日

様

西予市長

西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった西予市柑橘農業就農支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円
(1か月当たり金 円)

2 交付の条件

- (1) 事業に要する予算を変更し、又は事業の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他の条件
()

様式第 5 号(第11条関係)

第 年 月 日

様

西予市長

西予市柑橘農業就農支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 号による西予市柑橘農業就農支援事業補助金の交付決定について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により変更を決定したので通知します。

記

1 交付決定額

変更前 金 円

変更後 金 円

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 号により補助金交付決定通知があった西予市柑橘農業就農支援事業補助金について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記の理由により事業を中止(廃止)したいので、その承認を申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業 農業体験事業 就農研修事業
- 2 中止(廃止)する区分 体験補助 家賃補助 指導補助 研修補助
- 3 中止(廃止)の理由

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

申請者 様

西予市長

西予市柑橘農業就農支援事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付け 号により補助金の交付決定をした西予市
柑橘農業就農支援事業補助金について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交
付要綱第12条第2項の規定に基づき、事業の中止(廃止)を承認したので通知し
ます。

様式第 8 号(第12条関係)

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業住所等変更届

西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第12条第 3 項の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他()
変更後	氏名 住所 電話番号 その他()

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業研修状況報告

年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった西予市柑橘
農業就農支援事業の実施について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要
綱第14条の規定に基づき、研修の状況を報告します。

研修状況報告書

1 研修実施日数、時間、状況

年月	日数	時間	研修計画内容	研修状況
合計				

2 就農に向けた今後の課題や身に付ける技術など

--

3 就農又は雇用就農に向けた準備状況

--

4 相談実績又は今後相談したいことについて

--

5 その他

--

6 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	備考
西 予 市 補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備考
合 計		

(3) 添付書類

- ・ 支出内容を証する書類(領収書等)

上記のとおり研修を行いました。

研修生(自署)

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

研修生(自署) _____

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業実績報告書

年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった 年度事業については、下記のとおり実施したので、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、その実績を報告します。

記

(該当する□に✓)

補助対象事業名	<input type="checkbox"/> 農業体験事業 <input type="checkbox"/> 就農研修事業
区 分	<input type="checkbox"/> 体験補助 <input type="checkbox"/> 家賃補助 <input type="checkbox"/> 指導補助 <input type="checkbox"/> 研修補助
補 助 対 象 者	<input type="checkbox"/> 体験者 <input type="checkbox"/> 研修生 <input type="checkbox"/> 受入農家
補 助 対 象 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
補 助 金 交 付 額	円
そ の 他	農業体験事業5日間コース実施済み期間 第1回 年 月 日~ 年 月 日 第2回 年 月 日~ 年 月 日

1 添付書類：農業体験事業は別紙1、就農研修事業は別紙2及び別紙3

別紙2

西予市柑橘農業就農支援事業 就農研修事業実績書

受入先及び研修期間	
研修内容	
研修の感想等	
今後の進路	
その他	

別紙 3

西予市柑橘農業就農支援事業 就農研修事業収支実績書

[収入の部]

単位：円

項 目	決算額	備 考
合 計		

[支出の部]

単位：円

項 目	決算見込額	備 考
合 計		

様式第11号(第16条関係)

年 月 日

申請者 様

西予市長

西予市柑橘農業就農支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった西予市柑橘農業就農支援事業補助金については、下記のとおり確定したので、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第16条の規定に基づき通知します。

記

確定金額 金 円

様式第12号(第17条関係)

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 号により補助金額の確定通知があった西予市柑橘農業就農支援事業補助金について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 補助対象事業： 体験補助 家賃補助 指導補助 研修補助
- 2 補助金請求金額： _____ 円

内訳

単位：円

交付確定額	概算払済額	今回請求額

年 月 日

西予市長 様

申請者 住 所
氏 名

西予市柑橘農業就農支援事業補助金概算払請求書

ただし、年 月 日付け 号により補助金の交付決定通知のあった西予市柑橘農業就農支援事業補助金について、西予市柑橘農業就農支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業： 体験補助 家賃補助
指導補助 研修補助

2 概算払補助金請求金額： _____ 円

内訳

単位：円

交付決定額	概算払済額	今回請求額	残額	備考
				第 回